⑷　入札説明書に対する質問
①　入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
ア　受付期間　平成21年９月８日から平成21年11月20日まで。なお、持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。
イ　受付場所　上記４の⑴に同じ。
ウ　提出方法　持参又は郵送（書留又は同等の方法に限る。）
②　上記①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
ア　期間　平成21年11月26日から平成21年12月２日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。
イ　場所　上記４の⑴に同じ。
⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成21年９月８日から平成21年10月13日まで（行政機関の休日を除く。）の９時から12時、13時から17時15分まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②　提出場所　上記４の⑴に同じ。
③　その他　持参又は郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。提出期間内必着。）すること。
⑹　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法
①　電子入札システムによる入札の場合は、平成21年11月30日午前９時から平成21年12月２日午後４時までに送信する。
②　紙入札方式により持参する場合は、平成21年12月３日午後１時30分に中国四国農政局８階入札室にて入札する。
③　郵送による場合は、平成21年12月２日午後４時までに上記４の⑴あて郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。）する。
④　開札の日時及び場所　平成21年12月３日午後１時30分　中国四国農政局８階入札室
⑤　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、入札書を入れた中封筒と一緒に当該通知書の写し及び当該委任状を表封筒に入れて郵送すること。
⑺　再度の入札及び開札　郵送による入札があり、かつ初回の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、別途、再度の入札及び開札日時等について、電子入札システム及び電話等により連絡を行うため、担当者との連絡が速やかに行えるようにすること。
５　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）
イ　金融機関の保証（取扱官庁　中国四国農政局）
また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（請負代金額の10分の３以上。保管金の取扱店　日本銀行岡山支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）
イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国四国農政局）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　次に掲げる場合については、入札を無効とする。
①　本公告に示した競争参加資格のない者が入札した場合
②　申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札が行われた場合
③　期限までに入札保証金の納付等を行わない場合
④　入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない場合
⑤　入札保証金の金額、入札保証金に代わる担保に係る金額、又は保険会社との入札保証保険に係る保険金額が、入札金額（税込み。入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者
⑥　金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない場合
⑦　金融機関等の契約保証の保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない場合
⑷　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、10分の２以内とする。
⑸　違約金について
①　本契約に関し、請負者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
ア　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
イ　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
ウ　公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
エ　請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
②　請負者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工作目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無